

令和元年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

| | |
|-----|------------------|
| 提出日 | 令和 1 年 12 月 13 日 |
| 法人名 | 社会福祉法人やつなみ保育会 |

| 指摘事項 | 是正又は改善状況 | 改善時期 |
|---|--|------------------------|
| <p>評議員会の決議を省略した場合、次の事項について議事録に記載しなければならない。</p> <p>① 決議を省略した事項の内容</p> <p>② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名</p> <p>③ 評議員会の決議があったものとみなされた日</p> <p>④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>また、評議員会の議事録は、評議員会の決議があったものとみなされた日から法人の主たる事務所に10年間備え置く必要がある。</p> <p>貴法人において、評議員会の決議の省略に係る議事録がなく、議事録の備え置きがされていなかった。</p> <p>今後、評議員会の決議の省略を行う場合、議事録の作成及び備え置きを適正に行うこと。</p> | <p>今後に於いて、評議員会の決議の省略を行う時は、議事録の作成および備え置きを適正に行う。</p> | |
| <p>社会福祉法第59条の2第1項及び社会福祉法施行規則第10条第1項により、定款の内容についてインターネットの利用により公</p> | <p>令和1年12月12日に、ワムネット上に於いて定款の公表を行った。</p> | <p>令和1年 12月12日</p> |

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| <p>表しなければならないが、貴法人においてインターネットの利用により公表されていなかった。速やかにインターネットの利用により公表すること。</p> | | |
| <p>契約日が同日で、総額300万円以上のエアコン取替に係る契約について、経理規程第63条第1項に基づき、入札の必要があるが、随意契約されていた。</p> <p>また、今回の場合、定款施行細則第25条第1項第5号に基づき、理事長専決のできる範囲を超えるため、理事会の承認が必要である。</p> <p>今後、適正な手続きを行うこと。</p> | <p>今回の指導に於いて、今後は適正な手続きを行う。</p> | |

- 注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。
2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
4 是正又は改善関係書類を添付すること。